

東北経済産業局公募型見積合わせ実施要領

平成 23・12・05 東北第 13 号

平成 23 年 12 月 8 日

東北経済産業局

改正：平成 25 年 4 月 1 日

改正：平成 26 年 11 月 17 日

改正：平成 27 年 4 月 1 日

改正：平成 28 年 12 月 26 日

改正：平成 30 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、東北経済産業局（以下、「局」という。）が公募型見積合わせ（以下、「オープンカウンター」という。）により物品の購入、工事又は物品製造、役務の調達（以下、「物品調達等」という。）を行う場合の取扱いについて、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）（以下、「法」という。）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下、「予算令」という。）及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領においてオープンカウンターとは、物品調達等に係る見積合わせにおいて、局が見積りの相手方を特定せず、案件を公開し、一定の資格を有する見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(オープンカウンターに係る契約事務の責任者)

第 3 条 オープンカウンターに係る事務は、支出負担行為担当官が行う。

(対象となる案件)

第 4 条 オープンカウンターによることができる契約は、予定価格が次の各号に規定する金額以下の契約とする。

- | | |
|--------------------|--------|
| (1) 物品の購入 | 160 万円 |
| (2) 工事又は物品製造（印刷含む） | 250 万円 |
| (3) 役務の調達 | 100 万円 |

(対象外となる案件)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象外とすることができる。

- (1) 予定価格が20万円未満のとき。
- (2) 緊急に調達する必要がある等やむをえない理由により、納入期限までの期間が短く、十分な見積期間が確保できないとき。
- (3) 法第29条の3第4項に該当する場合。
- (4) 支出負担行為担当官が個別に認めた場合。
- (5) 障害者就労施設等からの物品等の調達を行う場合。

(参加資格)

第6条 オープンカウンターに参加することができる者は、見積書提出期日において、次の各号に定めるすべての事項を満たす者とする。

- (1) 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領(昭和38年6月26日付け38会第391号)により、経済産業省一般競争参加資格(全省庁統一規格)の「物品の製造」、「物品の販売」若しくは「役務の提供等」において、原則「B」、「C」若しくは「D」の等級に格付けされ、競争参加地域を「東北」としている者、又は経済産業省一般競争参加資格(建設工事、建設測量・建設コンサルタント等)で、競争参加地域を「東北」としている者。
- (2) 予決令第70条の規定に該当しない者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者。
- (4) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者。

(案件公募)

第7条 オープンカウンター案件は、政府電子調達システム(GEPS)、局ホームページ及び局総務企画部会計課執務室前掲示板に、原則として毎週金曜日に公募する。

2 公募案件に関する質問は、電話又はFAXでの受け付けとし、その連絡先は公募時に指定する。

(見積書の記載)

第8条 見積書には、消費税及び地方消費税を含めた見積金額(以下、「税込見積金額」と

いう。)、税込見積金額の内訳、案件名、見積者の氏名、押印及び電話番号を記載すること。

(見積書等の提出)

第9条 見積書の提出期限は原則、案件を公募した日から起算して5日目(閉庁日を除く)の正午とする。但し、緊急の場合等においては、公募において別に定める。

2 オープンカウンター参加者は、公募において定めた日時(以下、「締切日時」という。)までに電子調達システムにより見積書を提出しなければならない。ただし、紙による見積書の提出も可とし、その場合は、締切日時までに局総務企画部会計課まで直接又は郵便等で提出しなければならない。

(1) 直接提出の場合、局会計課職員確認の下、総務企画部会計課に設置した見積書箱に投函すること。

(2) 郵便等で提出する場合は、締切日時までに到着した者のみ有効とする。

3 紙による見積書の提出をする場合は、見積書提出の際に、第6条第1号に定める参加資格を持つことを証明する書類の写し(以下、「資格証明書」という。)を提出すること。ただし、同一年度内に2回目のオープンカウンター参加からは、資格証明書の提出を要しない。

4 提出した見積書を書換え、引換え又は撤回することは認めないものとする。

5 システム障害が発生し、電子調達システムが利用できない場合には、提出方法または締切日時を変更する場合がある。

(契約の相手方の決定)

第10条 見積合わせは、原則、見積書提出期限の日に実施し、最低価格見積者の見積金額(以下、「最低見積金額」という。)が予定価格の制限の範囲内である場合、当該最低価格見積者を契約の相手方とする。

2 予定価格の制限の範囲内で、最低価格見積者が2者以上いる場合は、電子調達システムの電子くじにより契約の相手方を決定するものとする。ただし、当該案件が紙による見積書の提出のみであった場合には、くじにより契約の相手方を決定するものとする。当該見積者のうちくじを引かない者がいる場合は、その者の代わりに本オープンカウンターに係る事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。

(同等品による参加)

第11条 同等品によるオープンカウンターへの参加が可能である場合には、公募時に明記する。

2 同等品によるオープンカウンター参加を希望する者は、見積書及び資格証明書の提出の際に同等品であることを確認できるパンフレット等を添付すること。

3 前項のほかに書類の提出を求める場合は、公募時に定める。

(無効な見積)

第12条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 参加資格を有しない者が提出した見積書。
- (2) 所定の日時までに所定の場所に提出されなかった見積書。
- (3) 第8条の要件を満たしていない見積書。
- (4) 税込見積金額を訂正した見積書。
- (5) 第11条第2項の同等品申告書を支出負担行為担当官が確認した結果、同等品として認められなかった者の見積書。
- (6) オープンカウンターの遂行に関し妨害又は不正行為を行ったと認められる者の見積書。

(再度のオープンカウンターの実施)

第13条 オープンカウンター実施の結果、契約の相手方が決定しない場合及び不成立になった場合は、公募内容等を見直し再度オープンカウンターを実施することができる。

2 前項の規定にかかわらず、支出負担行為担当官が必要と認めるときは、再度のオープンカウンター以外の随意契約によって相手方を決定することができる。

(結果の通知)

第14条 オープンカウンターの結果は、契約の相手方として決定した者のみに直接連絡する。また、局ホームページにおいて契約金額を公表する。